受託契約約款

株式会社 仙花

(総則)

第1条 仙台市中央卸売市場花き市場の卸売業者である株式会社仙花(以下「会社」という。)が仙台市中央卸売市場(以下「市場」という。)において行う卸売のための販売の委託の引受けは、卸売市場法(昭和46年法律第35号)、同法施行規則(昭和46年農林省令第52号)、仙台市中央卸売市場業務条例(以下「業務条例」という。)、同条例施行規則その他関係諸法令によるほか、委託者と会社との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の責務)

- 第2条 会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実に行います。
 - 2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。ただし、天災、輸送遅延その他会社の責任に帰することができない事由によって生じた損害については、その責任を負いません。

(委託者の責務)

第3条 委託者は、委託する物品については、鮮度、選別、荷造りを吟味しその商標 信用を保証する責務を有します。

(委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しは市場内の卸売場で行うこととします。ただし、会社が卸売の相手方との合意に基づき市場外にある物品を卸売する場合は、当該場所において物品の引渡しを行うこととします。

(受託物品の受領通知)

- 第5条 会社は、受託物品を受領したときは、委託者に対して直ちに、その物品の種類、 数量、等級、品質、その他受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知 します。
 - 2 前項の場合において、受託物品について、種類または品質の相違、損敗、数量 の不足異常を認めたときは、会社は、引渡を受けた後、物品受領通知書または売 買仕切書に異常の内容などを付記します。ただし、当該物品の受領に委託者もし くはその代理人が立ち会って、その了承を得た時はこの限りでないこととします。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

- 第6条 会社は、次の物品の販売の委託は、引き受けません。
 - (1) 衛生上有害な物品
 - (2) 法令に違反し、もしくは公益に反する行為の疑いがある場合または販売 を制限する行政機関の指示もしくは命令があった場合
 - (3) 市場施設の許容量を超える入荷が見込まれる場合で物理的に受け入れが 困難な物品
 - (4) 当社が公表した売買取引の条件に基づかない場合
 - (5) 販売の委託の申し込みが当社以外の場所における売買取引の残品であることが明白である場合
 - (6) 販売の委託の申し込みをする者が、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)、暴力団員等を従事させ、もしくはその業務の補助者として使用する者、または暴力団員等が事業活動を支配する者の場合

- 2 前項の物品について、販売の委託があったとき、または市長から売買を差止られ、もしくは市場外に持ち去ることを命ぜられたときは、会社はこれを適切に処理することとします。
- 3 前項の処理によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。

(受託物品の保管)

- 第7条 会社は、受託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。
 - 2 会社は、会社の責任に帰すべき事由によって、受託物品の保管中に生じた腐 敗、損傷等委託者に与えた損害については、その賠償の責任を負います。
 - 3 会社は、受託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本 に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下または減量等について、その 責任を負いません。

(受託物品の手入れ等)

第8条 会社は、受託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入れ加工 その他の調整をすることができるものとします。

(受託物品の検査)

第9条 会社は、受託物品の保管中その物品について開設者の検査を受けたときは、 速やかに、その概要等を委託者に通知します。

(受信場所)

第10条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うも のとします。

(送り状等の添付)

- 第11条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、 等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状または発送案内等 をその物品に添付するか、もしくは物品の到着前までに会社に通知するもの とします。なお、委託者が委託物品の運送を他人に託した場合も同様とします。
 - 2 委託者が、前項の送り状または発送案内等をその物品に添えないときは、品質の相違、数量の不足または委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(委託物品の表示)

- 第12条 委託者は、会社に物品を出荷するときは、荷札の添付、その他の方法により、委託者および受託者を明確にしなければならないものとします。
 - 2 前項の措置を取らなかったことにより、輸送途中において生じた損害については、会社はその賠償の責任を負わないこととします。

(受託物品の上場)

第13条 会社は、受託物品をその受領後最初の卸売取引に上場するものとします。 ただし、委託者からの販売日が指定されている物品については、その指示に従 うものとします。 2 受託物品の上場順位は、会社が決めるものとします。

(売買取引の方法)

第14条 受託物品の販売の方法は、せり売、入札、または相対による販売方法とします。

(販売価格)

- 第15条 受託物品の販売価格(消費税および地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。) については、成り行き価格によるものとします。ただし、委託者が指値(消費税および地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。) その他の条件を付したときは、その条件によるものとします。
 - 2 相対取引による卸売をしたときの当該物品の販売価格は、受託した物品と同種の物品について、前回の取引日に価格形成された販売価格を基準に、当日の 需給バランスを考慮した価格とします。

(販売不成立の場合の処理)

- 第16条 会社は、受託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅延なくそ の旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。
 - 2 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送または廃棄を求めることができるものとします。
 - 3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品を返送または廃 棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

(指値等販売条件の付記)

- 第17条 委託者が委託物品の販売について、指値その他の条件を付するときは、送り 状または発送案内等の通知に付記するか、もしくはその物品の販売準備着手前 までに、あらかじめその旨を会社に通知しなければならないものとします。
 - 2 委託者が前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を 準用することとします。

(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

- 第18条 会社は、受託物品の販売について指値その他の条件がある場合、その条件で 受託物品を販売することができないときは、遅延なくその旨を委託者に通知し、 その指図を求めることとします。
 - 2 会社が、委託者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合は、開設者の承認を受けてその条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。この場合、会社は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。
 - 3 会社は、前項により販売したために生じた損害については、その賠償の責任 を負わないこととします。

(委託の解除等)

- 第19条 会社は、委託者による販売委託の解除または他の卸売業者への委託替えの申 込みは、その受託物品の販売準備着手前に限り、これに応ずるものとします。
 - 2 前項の申込みに応じた場合においては、委託の解除または委託替えに応じた

ために要した費用は委託者の負担とします。

(再委託の禁止)

第20条 会社は、委託者の要求または同意がなければ、他の卸売業者に再委託をする ことはできないこととします。

(卸売の業務の代行)

- 第21条 会社が、卸売業者として卸売の業務を行うことができなくなった場合においては、当該卸売業者に対し販売の委託申込みのあった物品について、開設者の指示に基づいて他の卸売業者が当該卸売の業務を行うものとします。
 - 2 委託引受けをする卸売業者がいないとき、または前項の卸売の業務を他の卸売業者に行わせることが不適当と認めたときは、開設者が自ら卸売の業務を行うものとします。

(卸売物品の引取り)

- 第22条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったと認められるときは、 買受人の費用でその物品を保管し、または催告をしないで他の者に卸売をする ことができるものとします。
 - 2 会社は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において生じた差損金を 買受人に請求することとします。

(販売後の事故処理)

- 第23条 会社は、受託物品を卸売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があることまたは数量、品質に著しい差異があること等を理由として、開設者が定める期間内に会社に対して販売代金の減額の申出があったときは、その申出について開設者が正当な理由があると認めた物品について、それに相当する減額をします。また、全く商品価値がないと開設者が判断した物品については、委託者と買受人の間における必要な調整を行い、廃棄処分とすることができるものとします。
 - 2 前項の場合、会社は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第24条 会社が委託者から収受する委託手数料は、切花類、鉢物類ともに卸売金額(消費税および地方消費税を含む金額とします。以下同じ。)に100分の9.5 を乗じた金額とし、卸売金額より控除するものとします。ただし、委託手数料計算により生じる円未満の端数は四捨五入します。

(委託者の費用負担)

- 第25条 受託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額 および地方消費税額を含めて原則委託者の負担とします。
 - (1) 通信費(当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用)
 - (2) 運送料 (会社の当該物品の卸売場または会社が指定する場所までの運搬費および荷卸しに要する費用)
 - (3) 売買仕切金等の送金料
 - (4) 保管料(受託物品を冷蔵その他の方法により保管したため特に経費を要

したときは、その費用)

- (5) 調整費(容器、手入れ加工その他の調整につき特に経費を要したときは、その費用)
- (6) その他会社が立て替えた費用
- 2 委託手数料及び前項各号の費用は、受託物品の卸売金額から控除するものとします。

(売買仕切書の送付)

第26条 会社は、受託物品の卸売をしたときは、その卸売をした日の翌日までに、 当該卸売をした物品の品目、等級、価格(消費税および地方消費税を含まない 価格とします。以下同じ。)、数量および価格と数量の積の合計額、当該合計額 ならびに消費税および地方消費税に相当する額、前条第2項の規定により控除 すべき委託手数料および費用の金額ならびに差引仕切金額(以下「売買仕切金」 という。)を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。ただし、 事前に特約を交わしている場合はこの限りではないものとします。

(売買仕切金の支払)

第27条 会社は、売買仕切金の支払いについては、受託物品の販売をした日の翌日までに行うこととします。ただし、事前に特約を交わしている場合は、その限りでないものとします。

(仕切金の精算)

第28条 委託者は、受託物品の卸売金額が第25条の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、委託者はその不足金を会社に対し速やかに精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の受託物品の売買仕切書に合算して、これを精算することができるものとします。

(帳簿の閲覧)

第29条 会社は、委託者から請求があったときは、特別の事情がある場合を除いて、 営業時間中、いつでも販売の受託を受けた物品の卸売に関する諸帳簿および書 類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に回答します。

(臨時開市等の通知)

第30条 会社は、臨時の開市日および休業日その他委託者に重要な関係を有する事項 については、速やかに委託者に通知するものとします。

(管轄裁判所)

第31条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟についての管轄裁判所は仙台市 に所在する裁判所とします。

(約款の変更)

第32条 会社がこの約款の全部または一部を変更するときは、業務条例第47条に基

づき市長の届出を受けてこれを行うものとします。

附 則

この受託契約約款は、平成 元年 4月 1日より一部改正施行する。 平成 9年 4月 1日より一部改正施行する。 平成12年 4月 1日より一部改正施行する。 平成17年 5月 1日より一部改正施行する。 平成26年 4月 1日より一部改正施行する。 平成27年 4月 1日より一部改正施行する。 平成27年 4月 1日より一部改正施行する。 令和 元年10月 1日より一部改正施行する。 令和 2年 6月21日より一部改正施行する。